

ほっとハート東出雲学園

意東小学校いじめ防止基本方針

いじめは、子どもの人権にかかわる深刻な問題であり、人として決して許されない行為です。しかし、どの学校・学級、どの子にも起こりうる問題と捉え、学校教育目標に基づき、下記の理念を尊重し、教育委員会や家庭、地域と一体となって、継続して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

▽基本理念

- 『DREAMS from MATSUE～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～（松江市教育大綱）』に基づき、誰もが多様性を尊重し、お互いに個性を生かしながら、共に支え合っていく学校づくりを進める。
- いじめが全ての児童に関係する問題であることから、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう未然防止に努める。
- 全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするとともに、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるよう、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てることを目指す。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、迅速かつ組織的に対応する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策措置法第2条より）

学校いじめ防止対策委員会

（1）役割

- ① いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ② いじめについての相談・通報の窓口となる。
- ③ 情報の収集と記録、共有を図る。
- ④ 事実関係の把握と共通理解を図る。
- ⑤ いじめの認知・判断、指導・支援体制や対応の方針を決定し、関係機関と連携した組織的対応を行う。※積極的に認知する姿勢をもつ。
- ⑥ 本校の基本方針に基づき、校内研修を実施する
- ⑦ いじめ対応についての評価・改善を行う。

（2）構成メンバー

- ・校長 ・教頭 ・生徒指導主任 ・該当児童担任（被害・加害）
- ・保護者代表（PTA会長） ・地域代表（民生委員・学校支援委員）
- ・教育相談コーディネーター ・特別支援教育コーディネーター ・人権教育主任
- ・教務主任 ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー

いじめ防止等に関する取り組み

(1) いじめの未然防止のための取組

一人ひとりの子どもが、支持的風土のある学校で安心して学校生活を送ることにより、いじめを未然に防ぐことに取り組む。

- ① 規範意識の高揚を図るための人権教育・道徳教育の充実
- ② 小中一貫教育の推進・キャリア教育における地域、保護者との連携
- ③ 教職員の人権感覚を高めるための研修の充実
- ④ インターネットを通じて行われるいじめについての児童、保護者、教職員を対象にした研修の実施
- ⑤ 「アンケート Q-U」を活かしたよりよい学級集団づくり
- ⑥ 学校評価等によるいじめ問題への対応についての評価
- ⑦ 特別な支援や配慮が必要な児童についての共通理解と学校全体での特別支援教育の推進

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめの行為に早急に対応するために**早期発見**に取り組み、いじめの行為の継続や重大な事態に陥ることを防ぐ。

- ① 常にいじめを意識、点検し、普段と違う子どもの様子や行動に気を付ける。
- ② ふざけ合いのように見える場合も見えないところで被害が発生している場合もあるので、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。
- ③ 日頃から保護者・地域との信頼関係の構築に努め、寄せられる情報などから児童のいじめに関する行為を積極的に把握する。
- ④ 児童や保護者が安心して相談したり、悩みを訴えたりしやすい環境を整備する。
- ⑤ 教育相談体制を充実し、日頃の児童観察、アンケート調査、教育相談週間、アンケート Q-U 等を実施し、児童のささいな変化を見逃さず、その背後に潜んでいるいじめの行為の発見に努める。
- ⑥ メディアに対するアンケートや児童との会話等から、インターネットを通じて行われるいじめの対象になっていないか把握していく。
- ⑦ 被害を受けている子どもが仕返しを恐れるあまり申告をしないことも少なくないことに留意する。

いじめへの適切な対応

いじめの行為が確認された場合は、被害児童の人権を守り、重大な事態に陥ることを防ぐため、組織的かつ早急な対応をする。

① いじめの発見・通報を受けたとき

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止めさせる。けんかや悪ふざけであっても子どもの感じる被害性に着目して調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- 発見・通報を受けた教職員は、速やかに学校いじめ防止対策委員会へ報告し、組織で対応する。

② いじめられた児童、その保護者への支援

- いじめられた児童から事実関係の確認を行う。（傾聴の姿勢・プライバシーに留意）
- 保護者へ事実関係を伝える。
- 複数の教職員の協力体制のもと、いじめられた児童の安全を確保する。
- 状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや教育委員会、警察など外部専門機関の協力を得る。

③ いじめた児童への指導、その保護者への助言

- いじめた児童から事実確認を行う。（受容的な姿勢）
- 保護者の理解や納得を得た上で、学校と協力、連携して対応する。
- いじめは人格を傷つけ、生命・身体・財産を脅かす許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめの背景に目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。

④ いじめが起きた集団へのはたらきかけ

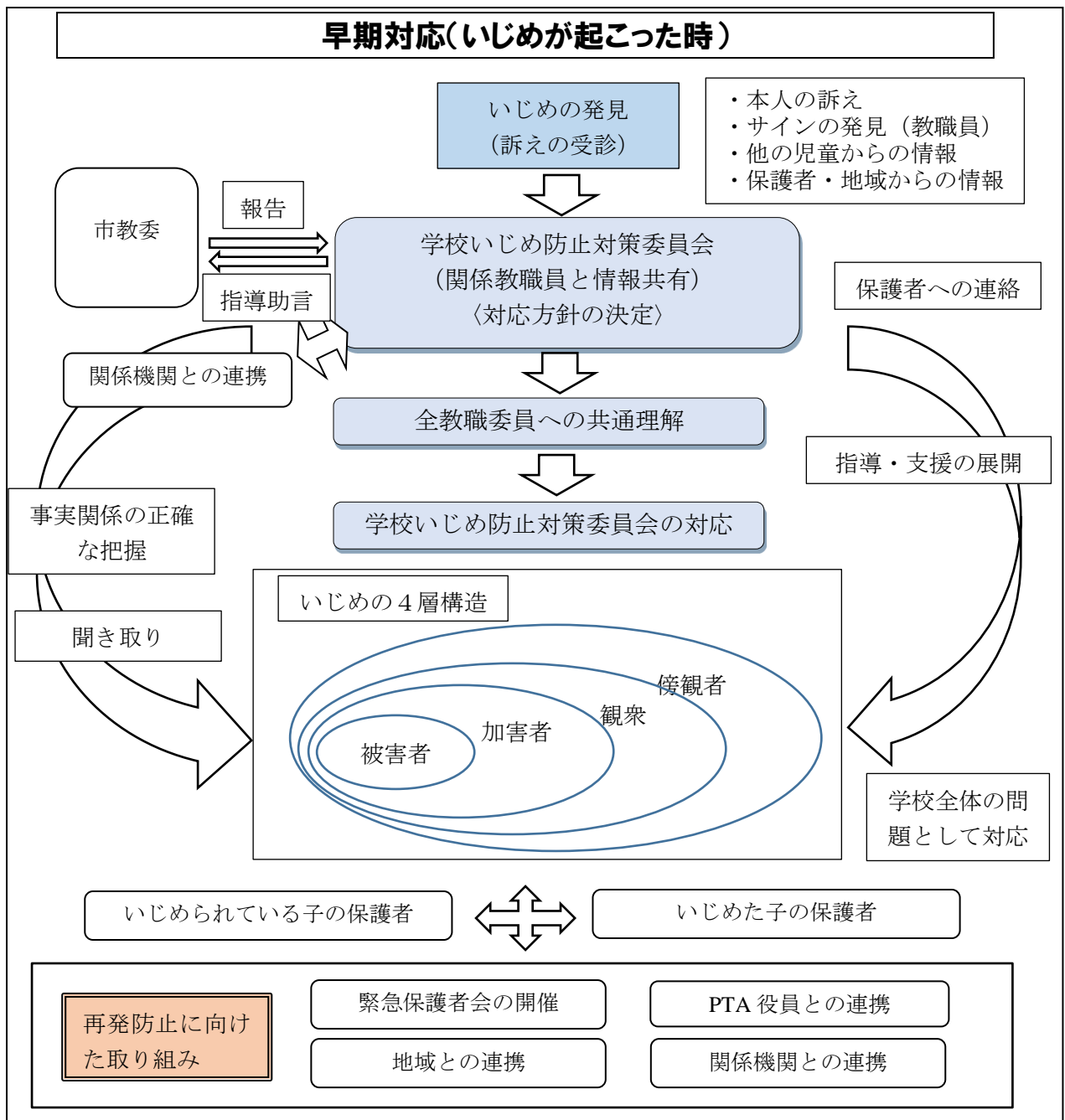
- いじめを見ていた児童に対しても、誰かに知らせる勇気をもたせ、自分の問題としてとらえさせ、囃し立てる等、同調した行為もいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級会や学年集会等で話し合い、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てる。

⑤ インターネットによるいじめが起きた場合

- 重大事態と同様に、警察・市教委へ報告し、学校いじめ防止対策委員会による対応を行う。

⑥ いじめ解消の判断

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消されたと判断する場合は、少なくとも次に要件が満たされている必要がある。
 - ・いじめに係る行為が止んでいること。
 - ・被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめが解消されたと判断された場合でも、いじめが再発する可能性もあるので、日常的に注意深く観察する。



<重大事態への対応>

法第28条に基づき、重大事態と判断される事態が生じた場合には、早急に松江市教育委員会に報告するとともにその指示に従い、全教職員が共通理解のもと、必要な対応を行う。

【重大事態】

- ・いじめにより当該学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する子どもが相当の期間（およそ30日間）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

- ※ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- ※ 児童または保護者の申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報がある可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態でないと断言できないことに留意する。

重大事態への対応

